

議案第14号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「34,950円」を「37,890円」に改め、同項第3号中「45,435円」を「49,257円」に改め、同項第4号中「52,425円」を「56,835円」に改め、同項第5号中「62,910円」を「68,202円」に改め、同項第6号中「69,900円」を「75,780円」に改め、同項第7号中「80,385円」を「87,147円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「87,375円」を「94,725円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「104,850円」を「113,670円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「111,840円」を「125,

037円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「118,830円」を「132,615円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「132,810円」を「151,560円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第13号中「146,790円」を「166,716円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第15号イ」を加え、同項第14号中「160,770円」を「212,184円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号の次に次の2号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 181,872円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 197,028円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第8条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「20,970円」を「22,734円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を

「令和3年度から令和5年度まで」に、「27,960円」を「30,312円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「48,930円」を「53,046円」に改める。

第12条第4項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に改める。

附則第43項を附則第46項とし、附則第42項の次に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

43 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」と、「する。以下同じ。）をいい」とあるのは「し」とする。

44 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。

この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

45 第43項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用す

る。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定めること等のため、この条例を制定するものである。